

協会けんぽ みやざき

申請書記入のポイント

社会保険事務ご担当者の方で申請書の書き方に悩んだことはありませんでしょうか？
今月は傷病手当金申請書を例に申請書記入のポイントをご説明します。

例:傷病手当金支給申請書 3ページ目(事業主記入用)

勤務年月は出勤の有無にかかわらず、必ずご記入ください。

出勤していない日に対して、報酬等を支給した日がある場合には、支給した日と金額をご記入ください。

有給手当は、支給している額が同じで期間が継続している場合は、まとめてご記入ください。継続していない場合は1日ごとにご記入ください。
例:12月10日、29日、30日に有給8,000円ずつ支給した場合

勤務状況は、出勤した日付を「○」で表示してください。
※所定労働時間の一部勤務に服した日も含みます。
有給休暇や公休日については何も記入しないでください。
早退時には「早」と記入ください。

報酬欄には、支給がない場合は記入しないでください。

証明日は、申請期間経過後の日付をご記入ください。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

勤務状況 2 ページの申請期間のうち出勤した日付を「○」で囲んでください。満点(〃)、半満点(〃)は1字としてご記入ください。

2 ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記「○」で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。

※有給休暇の場合の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等現物支給しているもの等

被保険者氏名 (カタカナ)																
姓と名の間は1マス空けてご記入ください。満点(〃)、半満点(〃)は1字としてご記入ください。																
勤務状況	2 ページの申請期間のうち出勤した日付を「○」で囲んでください。満点(〃)、半満点(〃)は1字としてご記入ください。															
令和 06 年 11 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
令和 06 年 12 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
令和 年 月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
令和 年 月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
令和 年 月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

2 ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記「○」で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。

※有給休暇の場合の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等現物支給しているもの等

例	令和 05 年 02 月 01 日	から	令和 05 年 02 月 28 日	まで	3 0 0 0 0 0 円
①	令和 06 年 12 月 10 日	から	令和 06 年 12 月 10 日	まで	8 0 0 0 0 円
②	令和 06 年 12 月 29 日	から	令和 06 年 12 月 30 日	まで	1 6 0 0 0 円
③	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円
④	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円
⑤	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円
⑥	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円
⑦	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円
⑧	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円
⑨	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円
⑩	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

証明日は、申請期間経過後の日付をご記入ください。

令和 07 年 01 月 31 日

事業主証明欄は必ずご記入ください

6 0 1 3 1 1 0 1

「療養担当者記入用」は4ページ目に続きます。>>>



YouTube
でも解説してます!

申請書はこちらから
ダウンロードできます



定期健康診断の実施で終わっていませんか？

定期健康診断(事業者健診)結果データ提供のお願い

(生活習慣病予防健診を利用されていない事業所様が対象です)

目的 健診結果に基づき、40歳以上で生活習慣の改善が必要な方に健康づくりのサポート(特定保健指導)を行います。ご利用は無料(被保険者の場合)です。また、治療が必要な方には医療機関への受診を勧奨します。他にも、健診受診率や健診結果だけでなく、加入者の日常の食生活や運動習慣についても、数値やグラフ、リーダーチャート等で経年的に示している「事業所カルテ」を作成し、事業所へお配りしております。

健診結果データの提供に同意すると、3つのメリットがあります。

メリット
①

健診結果に基づいて生活習慣の改善が必要と判定された方は、**健康サポート(特定保健指導)**を受けることができます。

メリット
②

特定健診等の受診率に反映されるため、受診率の向上が協会けんぽのインセンティブ制度により「健康保険料率」の引き下げにつながります。

メリット
③

事業所の健康度がわかる「事業所カルテ」を発行することができます。
※健康宣言への参加が必要です。 ※40歳以上の被保険者が10名以上いる事業所様限定です。

事業者健診結果データを提供する方法

協会けんぽへ**事業者健診(定期健診)結果データ提供に関する「提供依頼書」**の提出をお願いします。

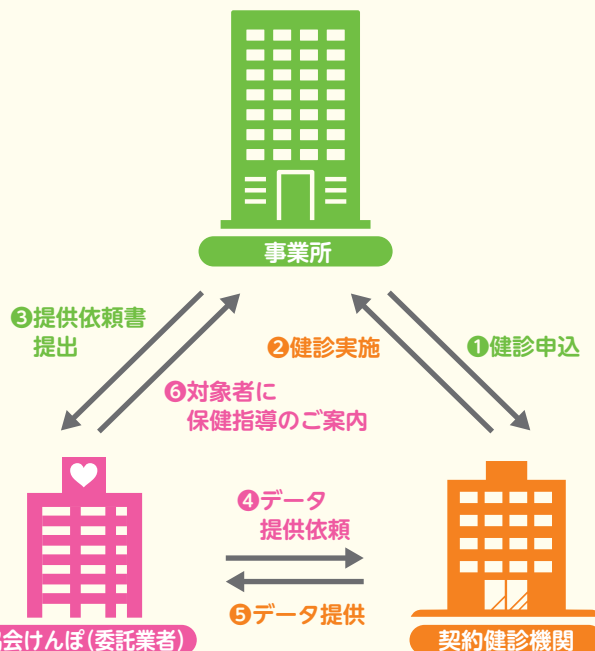
協会けんぽと健診結果取得に関する契約を交わしている健診機関での受診の場合は、協会けんぽから健診機関にデータ提供を依頼しますので、事業所様に健診結果をご提供いただく必要はありません。

※契約を交わしていない健診機関での受診の場合は、協会けんぽ(委託業者)から事業所様に健診結果の写し(紙媒体)の提供を依頼します。

データ提供の対象者

- 協会けんぽ加入者
- 生活習慣病予防健診を利用されない方

詳しくはこちら



委託業者から事業者健診結果データ提供のご連絡を実施しています

協会けんぽ宮崎支部では、事業者健診結果データの提供依頼にかかる業務を外部委託しています。

委託業者より事業所様へ、文書および電話による事業者健診結果データ提供のご案内がありましたら、事業者健診結果データの提供にご協力をお願いします。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルに転送します。

案内②業務(給付、任意継続など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内④保健(健診、特定保健指導など)

案内⑤企画総務(保険料率、健康宣言など)

各種申請書は郵送でご提出ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)をお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎0570-015-369

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)